

第25回たつの市農業委員会総会（12月定例会）議事録

令和4年12月26日（月）午前10時から第25回たつの市農業委員会総会（12月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員17名 欠席委員 1名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田 きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	—
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川 澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	武田 かおり
----	-------	-----	-------	-----	--------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第25回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、上田委員からは、欠席の届け出を受けています。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買

の届出について

・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

尚、議案 5 ページ、議案第 165 号 8645 の案件に関しましては、書類不備につき保留としますので、議案から削除をお願いいたします。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、14 番保田義一委員、15 番緒方光男委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第 2「議案第 161 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 161 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は 84 m²です。願い出人は、■■■■、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の全部事項証明等において、昭和 47 年に倉庫を新築していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖西町■■■■の登記地目・畑、現況は原野、面積は 333 m²です。願い出人は、■■■■、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真及び地元自治会長の証明

において、平成 11 年頃から放置され、原野化していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現況は原野であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町■■■■の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は 751 m²です。願い出人は、■■■■、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、空中写真及び地元自治会長の証明において、2000 年頃から開発及び高速道路工事の作業用地として利用されており雑種地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も雑種地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 161 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 162 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 162 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、揖保川町■■■■外 6 筆の田及び畑で合計面積は 6,058 m²、譲受人は■■■■、譲渡し人は■■■■

■■■■、譲渡人は高齢で後継者もないため、現在農地を耕作している譲受人へ贈与することになったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、現在、当該地を耕作しており農業経験が長く、耕作に必要な農機具も確保しているので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 6,522 m²ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 163 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 164 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 164 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は揖保町■■■■の田で面積は 300 m²、申請人は、■■■■、■■■■、転用目的は、進入路及び露天駐車場です。申請人は自動車修理業を営んでおりますが、取扱件数の増加に伴い、修理工場までの進入路及び駐車場が手狭となっているため、隣接の自己所有地を露天駐車場及び進入路として利用するものです。

農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外的許可事由⑤-5 集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当すると判断します。

造成期間は、許可後 30 日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、周囲の営農には支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 164 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 165 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」は保留となりましたので、日程第 7「議案第 166 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 166 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5 条所有権移転・贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、揖西町■■■■の田で、面積は 135 m²、農地区分は第 1 種農地ですが、不許可の例外的許可事由⑤-5 集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が■■■■、譲渡人は、■■■■、転用目的は、現在、譲受人が営んでいる販売業の販売量が増加し、敷地が手狭となっているため、作業場として隣接地を取得し利用するものです。

土地造成期間は、許可後 30 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 166 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 167 号 農地法施行規則第 53 条第 14 号該当事業に係る意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 167 号 農地法施行規則第 53 条第 14 号該当事業に係る意見について」

携帯電話の中継基地局の設置については、事業計画の協議が必要とされています。

申請者は、[REDACTED]で認定電気通信事業者です。

申請地は龍野町[REDACTED]の田で面積は 586 m²のうち 125.44 m²を使用します。

用地選定理由書では、携帯電話のサービスエリアについて、同地区周辺は、利用者の利便性を考えると早期にエリア充実を行う必要があると判断し、地元同意が得られた土地を選定したとこの事です。

事業概要は、コンクリート柱へ携帯電話通信用アンテナ及び無線機器一式を付帯し、携帯電話基地局とします。

最後に周辺営農への影響ですが施行規模が小さく支障はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり異議なしと意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 167 号」は原案のとおり原案のとおり異議なしと意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 168 号 農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 168 号 農業振興地域整備計画の変更について」

たつの農業振興地域整備計画において、農用地から除外する必要性が生じた農地があるので、市から事業計画の変更にあたり意見を求められているものです。

今回変更するのは、除外が 5 件で、面積が 1.3ha であり、変更後の農用地区域の面積は 2,329ha になります。

除外目的は、添付しています参考資料にありますように、工場用

地、分家住宅、露天駐車場であり、いずれも除外の 5 要件を満たしていますので変更に変障はなく、異議はないものと考えます。

詳しくは、別添資料「議案第 168 号参考資料」をご覧ください。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 168 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 20 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 12 月 26 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(14 番保田義一委員)

議事録署名委員
(15 番緒方光男委員)